

栃木県森林クラウドシステム構築業務

落札者決定基準

令和2年5月

栃 木 県

目次

1	落札者決定基準の位置付け.....	- 1 -
2	落札者の選定.....	- 1 -
	（1）落札者選定方式.....	- 1 -
	（2）落札者選定方法.....	- 1 -
	（3）審査の実施手順.....	- 2 -
3	審査.....	- 3 -
	（1）第一次審査.....	- 3 -
	ア 入札参加資格審査.....	- 3 -
	（2）第二次審査.....	- 3 -
	ア 基礎審査.....	- 3 -
	イ 業務提案審査.....	- 3 -
	ウ 入札価格審査.....	- 3 -
	エ 総合評価.....	- 3 -
	オ 最高評価値者の選定.....	- 3 -
4	落札者の決定.....	- 3 -

1 落札者決定基準の位置付け

栃木県森林クラウドシステム構築業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、栃木県（以下「県」という。）が栃木県森林クラウドシステム構築業務（以下「本業務」という。）を実施する者の募集及び選定を行うに当たって、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するに当たって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 落札者の選定

（1）落札者選定方式

本業務を実施する者は、専門的な知識やノウハウを有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、価格及びその他の条件によって落札者を決定する総合評価一般競争入札に基づき実施する。

（2）落札者選定方法

ア. 落札者の選定方法は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として基礎審査、業務提案審査、入札価格審査を行う。

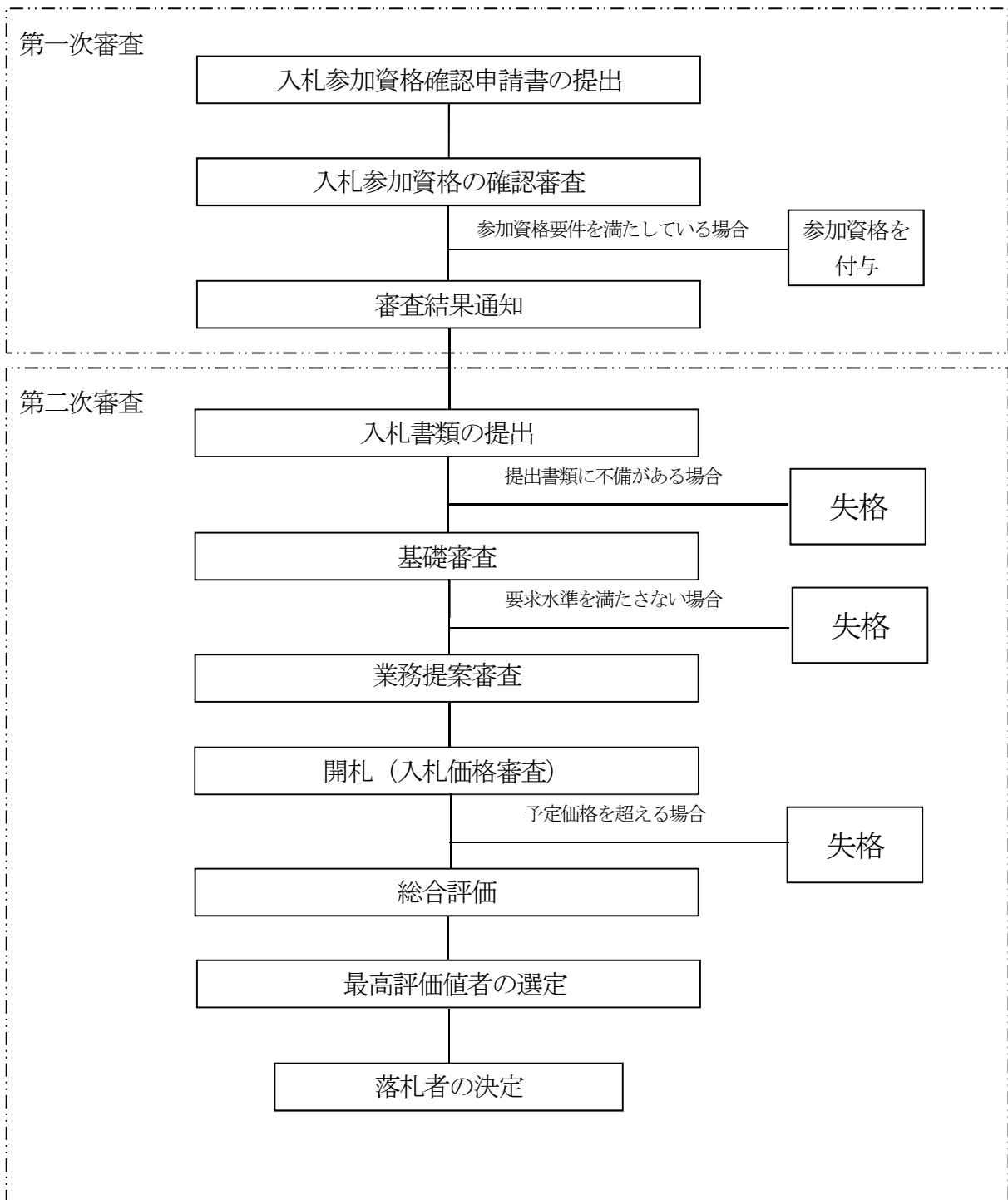
業務提案審査に当たっては、「森林クラウドシステム構築業務調達総合評価委員会」（以下「委員会」という。）において、入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、優秀提案者を選定する。なお、委員会は、非公開とする。

イ. 委員会の委員は次のとおりである。

委員長	坂入 武司	環境森林部次長兼環境森林政策課長
委員	佐橋 正美	環境森林部参事
委員	野中 寿一	環境森林部環境森林政策課環境立県戦略室長
委員	大栗 英行	環境森林部林業木材産業課長
委員	仁平 康介	環境森林部森林整備課長

(3) 審査の実施手順

審査の実施手順は、以下のとおりである。



3 審査

(1) 第一次審査

ア 入札参加資格審査

県は、入札参加資格確認申請書により、入札参加者が入札説明書に示す入札参加資格要件を満たしていることを審査する。参加資格要件を満たしている場合は、参加資格を付与する。

(2) 第二次審査

ア 基礎審査

県は、業務提案書に記載された内容が、別紙1「基礎審査表」に示す必須項目を満たしていることを確認する。1項目でも充足していない、若しくは記載のない者は失格とする。

必須項目を満たしていることが確認された者の業務提案書について、業務提案審査を行う。

イ 業務提案審査

委員会は、業務提案書に記載された内容を、以下に示す加点審査によって評価し点数化する。

ウ 入札価格審査

県は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の110分の100を超えていないことを確認する。入札価格が当該金額を超える入札をした者は、失格とする。

また、入札価格について点数化し、その合計点数をもって総合評価を行う。

$$\text{総合評価点 (400点)} = \text{入札価格点 (100点)} + \text{加点審査点 (300点)}$$

※ () 内はそれぞれの配点を示す。

エ 総合評価

(ア) 入札価格の評価方法

入札参加者が指示した入札価格は、下記の算出式により、入札金額が最も低い者を満点(100点)とし、最低入札価格と入札価格の割合に基づき入札参加者の入札価格点を算出する。算出された得点の小数点以下第2位までを有効とし、小数点以下3桁目を四捨五入する。

$$\text{入札価格点} = \text{入札価格点の配点 (100点)} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

(イ) 加点審査の評価方法

a 業務提案評価項目及び得点配分

業務提案評価項目及び配点は、別紙2「業務提案審査表」に示すものとする。

b 業務提案評価項目の審査方法

各項目に設定している評価基準に基づいて、絶対評価により行う。

c 加点審査点の算出方法

審査委員別に各提案書の評価を行い、各提案書に係る各審査委員の合計得点を平均したものを入札参加者の加点審査点とする。算出された得点の小数点以下第2位までを有効とし、小数点以下3桁目を四捨五入する。

オ 最高評価値者の選定

委員会は、総合評価点の最も高い者を最高評価値者として選定する。ただし、総合評価点が高い者が複数の場合には、くじ引きにより最高評価値者を決定する。

4 落札者の決定

県は、評価委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。